

区民フォーラムみどり実施要領

(目的)

第1条 緑区の広聴機能のひとつとして、意見の交換を通じて各々が新たな気づきを得るとともに、それらの知見を区の行政の参考とすることを目的に、意見交換及び交流の場として区民フォーラムみどり（以下「区民フォーラム」という。）を実施する。

(内容)

第2条 区民フォーラムで扱うテーマは、緑区が行う事業及び緑区内の課題等を基本とする。

2 事務局は、意見要旨等をまとめ、緑区長へ送付するとともに、区において必要と判断をした場合は関係課等へも送付するものとする。

(構成)

第3条 区民フォーラムは、緑区長及び緑区職員等並びに次項で定める参加者15名以内をもって実施する。

2 参加者は、18歳以上の次に掲げる者のうちから緑区長が決定する。

- (1) 緑区在住、在勤又は在学の者
- (2) 各種団体又は市民活動団体から推薦された者
- (3) 公募により応募した者
- (4) 事業者から推薦された者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、緑区長が必要と認めた者

(実施)

第4条 区民フォーラムの実施は、年度1回程度とし、緑区長が主催する。

(報酬)

第5条 区民フォーラム参加の報酬は、支給しない。

(事務局)

第6条 区民フォーラムの事務局は、緑区役所区民生活部コミュニティ課とする。

2 事務局は、次のことを行う。

- (1) 参加者及び関係課等との連絡調整
- (2) 区民フォーラムの企画、準備、資料作成、実施に関すること
- (3) 実施内容の処理に関すること
- (4) その他、区民フォーラムの事務に関すること

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は緑区長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年8月30日から施行する。